



11月24日(金)



国境を越えるための準備

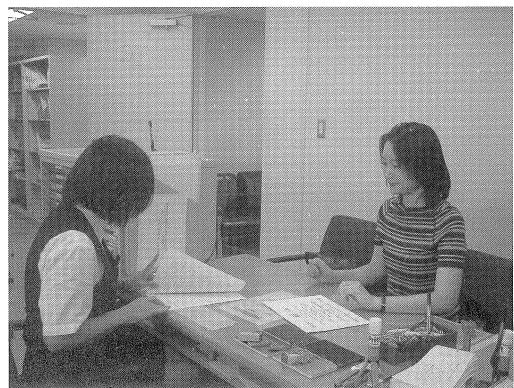
この仕事を任されてまだ日が浅い頃、予期していないことが起こった。それは外国人研究員の国境を越えて日本にやって来るための準備が、どれだけ大変なことを初めて実感した出来事だった……。

外がいつの間にか暗くなり、一日の仕事もまとめにはいっていた頃、デスクの電話が鳴りだした。「Hello?」、いきなりの国際電話だった。海外とのやりとりは殆どE-mailを使っていただけに、妙に新鮮だったのを覚えている。電話の内容は、「3時間後のフライトで日本に向かおうと思っているのだが、どうも妻が誤ってCE (Certificate of Eligibility:在留資格認定証明書) を捨ててしまったらしい、どうしたらいいのか?」というものだった。後に詳しく解説するが、このCEとは、簡単に言うとビザ(入国査証)の発給や実際に入国するときに必要とされる書類である。本人にとってパスポートの次に大切なものだと言っても過言ではない。さらにこの研究員とその家族はCEを受け取ったことに安心してしまい、入国前に日本領事館で行うビザの申請すらしていなかった。このような状況に陥っても、本人は飛行機をキャンセルすることをどうしても避けたいというのだ。多分自分が同じ立場であっても、なんとか予定通りのフライトで入国したいと願っただろう。折り返し連絡をすると言い残して一旦電話を切り、壁にかかった時計を見上げる。「あっ、あと5分で入国管理局と連絡が取れなくなる。電話回線が込み合っていないといいのだが……」と祈る思いでダイアルする。幸い電話はつながり、適切なアドバイスによって本人の希望どおりの入国が果たせた。後の処理は大変だったが。

このようなやりとりがSHIENの行う研究員の入国に際する業務である。ATRの平成12年度のCE申請件数は11月22日現在で55件、過去に申請した研究員の国籍は30数カ国に上る。このCEは日本に滞在する目的が、入管法(出入国管理及び難民認定法の略称)に定める滞在目的(研究のためとか家族滞在のため等)に該当することを入国以前に法務大臣に対し申請し、認定されたことを証明するものだ。この交付を受けた者は最寄りの日本領事館などの在外公館でビザ申請を行う際、審査が簡素化され、さらに入国の際にも審査が済んでいるとして容易に入国ができる。これだけの効力をもつCEの申請は一日や二日ができるものではない。一件の申請には2ヵ月半はかかる。まず、申請書の各項目についてE-mailで問い合わせ、大学の卒業証明書や在職証明書、証明写真にパスポートの写しといった書類を郵送してもらう。また、家族同伴の人は結婚証明書や出生証明書を送ってもらう。これらの書類は全て日本語でないと受け付けてもらえないでの、それぞれ日本語訳を付ける。その間、毎日のようにE-mailが研究員とSHIENスタッフの間で取り交わされる。申請方法にはある程度のアウトラインがあるものの、個人の事情や雇用形態がそれぞれ異なるため、手続きが微妙に違ってくる。例えば、本人が世界を飛び回っているため本国に戻っておらず、子供の出生手続きができていない。そのためその子は無国籍となっているが国籍記入欄はどうしたらいいのか?あるいは、氏名欄は通常パスポート表記と同じにするのだが、そのアルファベットで記入した名前を見た入国管理局の審査官に漢字名があるはずだから漢字で記入するようにとコメントされ、後から研究員に漢字名をファックスしてもらうとか、証明写真を3cm×4cmでお願いしていたら、縦3cm×横4cmのものが送られてきたり等々。ただの『申請書の作成業務』と片づけるには惜しいほどの新鮮さとおもしろさがある。悪戦苦闘をしながらもなんとか無事書類が整うと、申請のため入国管理局に出向く。数週間から1ヵ月半の審査の後、認定され発行されたCEを送ると、研究員がビザの手続きをし、フライトを予約して、晴れて入国日が確定する。

さあ待ちに待った来日の日、本人たちに会えた時の嬉しさといったら何年も離別していた家族にやっと会えたような気持ちである。これまでの苦労が一気に吹き飛んでしまう。そして海の向こうからやってくる笑顔が見たくて今日もまたデスクに向かう。

SHIEN 三神 恵



入国管理局にて

【参考】山田 錄一・黒木 忠正: [第4版]わかりやすい入管法; 有斐閣, 1998